

「新型コロナウイルス感染症に関する 対応マニュアル」に関する検討結果報告

令和2年11月20日

三重県議会議会改革推進会議

はじめに

令和2年8月4日の代表者会議において、新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルを策定すること、及びその検討は議会改革推進会議で行うことが決定された。同月19日の議会改革推進会議役員会において「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議」が設置され、合計6回にわたる会議を開催し検討を進めてきたので、その結果を報告する。

I 新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルの検討

三重県議会では、新型コロナウイルス感染症に関し「大規模な災害その他緊急事態への対応に関する三重県議会指針」を適用することで、合計8回の三重県議会災害対策会議を開催し「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針」を策定するなどにより、対応してきたところである。

このことについて検証を行った結果、別紙1のとおり、初動の対応は適時的確なもので、議員の行動も含め、概ね適切に対応できたと結論づけたが、「さらに感染防止策を発展させることもできたのではないか」、「議事堂への参集に伴う感染リスクを低減するためのWeb会議等について更なる検討が必要である」といった課題についても報告がされた。

この検証結果等を踏まえて、マニュアルの検討を行った結果、別紙2のとおり「(仮称)三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(最終案)」を取りまとめた。

II マニュアル以外についての検討

Web会議等の導入については、委員以外が属する会派も含め、全ての会派がその検討が必要との意見であったことを踏まえ、マニュアルの検討と並行して、参集リスクがある場合にも委員会が開催できるよう、三重県議会委員会条例の改正を検討すべきとの提案があり、別紙3のとおり、同条例の改正素案を決定した。

III まとめ

「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver. 5」(令和2年8月6日策定)をベースとして、国の基本的対処方針や執行部の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 6」などにおける最新の感染防止対策や行動の指針等を盛り込むとともに、議会運営においては、議事堂への参集に伴う感染リスクを低減するための Web による会議への参加も可能とすることも盛り込んだ「(仮称) 三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(最終案)」を取りまとめたところである。

これから、季節性インフルエンザの流行期が訪れる事から、今後の新型コロナウイルス感染症への議会の対応については、現在の対応方針 ver. 5 に代え、早期に最新の内容を盛り込んだマニュアルを適用する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の対応に係る検証結果報告

新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議では、これまでの県議会の新型コロナウイルス感染症への対応について、以下の7つの視点から、各会派からの意見をもとにその検証を行った。

1 対応全般について

初動対応は適時的確なものであったか、災害対策会議を中心とした対応は十分であったか、その時々で決定してきた内容は十分であったか等について検討した結果、概ね対応できたとの結論となった。

2 国の方針や執行部の指針との整合等について

国の基本的対処方針や本県指針等と整合は取れていたか、外出自粛要請の内容に過不足はなかったか等について検討した結果、概ね整合性は取れていたとの結論となった。

3 執行部との関係について

全員協議会の開催は適時的確なものであったか、執行部に文書質問を行ったことはどうか、執行部に十分配慮できたか等について検討した結果、過度に執行部に対して負担はかけていないという点で認識は共有できたものの、文書質問を行うことにより、かえって負担が大きくなつた可能性があること、また、状況に応じて全員協議会への執行部の出席者を減らすことができたのではないか等の意見があった。

4 感染防止対策について

感染防止対策が十分であったか、傍聴の自粛要請を行ったことはどうか等について検討した結果、対策は概ね十分であったが、検温の実施の早期化や、マスク着用の徹底など、さらに防止策を発展させることもできたのではないか等の意見があった。

5 議会運営等について

会議関係者が感染した場合等の対策に過不足はながつたか、収集リスクがある場合などの会議を開催するための方策は十分であったか、会議関係者の感染者が増加した場合等の会議開催の考え方はどうだったか等について検討した結果、議事堂への収集に伴う感染リスクを低減するためのWeb会議等について更なる検討が必要との結論となった。

6 議員の行動について

議員の行動指針に過不足はなかつたか等について検討した結果、概ね指針に基づき行動できたとの結論となった。

7 その他

特に意見はなかつた。

(仮称)三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(最終案)

このマニュアルは、三重県議会が行う新型コロナウイルス感染症に係る感染防止、議員の行動、議会運営、事務局の対応などの取扱いについて定める。

なお、感染の状況は刻々と変化しており、また、感染の形態も様々なケースがあることから、このマニュアルを原則としつつ、必要に応じて、代表者会議等を開催し協議するなど、臨機応変に対応するものとする。

また、議会主催の行事の開催の可否は、執行部の指針等を参考に、行事等を所管する会議等において判断する。

1 感染防止対策

(1)「新しい生活様式」の定着

①3つの密の回避

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を回避する。

【具体的な取組例】

- 会議等に支障のない範囲で、扉や窓を開放する。
- 会議中は、概ね1時間に1回は休憩を取り、換気する。
- 座席の間隔を空ける。
- 執行部等に対し、会議に出席する者の数を極力減らすように要請する。
- 会派や事務局の会議等について、委員会室等を活用する。

②人ととの一定の距離の確保・飛沫感染の防止

人ととの一定の距離(2m程度)を確保するなど、飛沫感染を防止する。

【具体的な取組例】

- 近距離及び真正面での会話はできるだけ避ける。
- マスクを着用する。
- 咳エチケットを徹底する。
- 大きな声を出さないように注意する。
- 議場や受付等に飛沫防止シールドを設置する。

③接触感染の防止

アルコール等による消毒等を徹底し、接触感染を防止する。

【具体的な取組例】

- 石鹼による手洗いや消毒液による手指消毒を徹底する。
- 多数の者が触れる場所については、アルコール等による消毒を行う。

④体調管理の徹底等

外出時・登庁時には検温を行うなど、体調管理を徹底する。

【具体的な取組例】

○体調が優れない時は、登庁について慎重に検討する。

○会派控室に検温計を設置し、登庁時等に検温を実施するとともに、必要に応じて、体温チェックシート等も活用する。

○「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」等の活用に努める。

（2）議事堂内の感染防止対策

議事堂内の感染防止対策は次表のとおりとし、執務室等についても、可能な限り同様の感染防止に努める。

感染防止対策	本会議場	委員会室・全員協議会室	会派控室
(1) マスクの着用	○	○	○
(2) 入室時の手指消毒	○	○	○
(3) 検温の実施	—	—	○
(4) 会議等は概ね1時間に1回休憩、換気	○	○	○
(5) 飛沫防止シールド等の設置	○	○ (全員協議会室)	○
(6) 議員間や出席説明員間等の間隔の確保	—	○	○
(7) 出席説明員の人数を減らすよう要請	—	○	—
(8) 傍聴は、極力インターネット中継等での視聴を要請する。（傍聴する場合、必要に応じて、傍聴者の連絡先を確認する。）	○	○	—

2 議員の行動

(1) 基本的指針

① 感染防止対策の徹底

「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策を徹底するとともに、体調管理に万全を期す。

② 速やかな参集

通年議会による機動的な議会運営を行うために、緊急な審議等で参集する必要が生じた場合には、速やかに対応できるようにする。

③ 外出に当たっての配慮

外出時、登庁時には検温を実施し、発熱がある場合など感染を疑わせる症状がある場合は、自宅待機とする。

県外への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等の確認を行い、感染防止対策を徹底する。

また、感染防止対策の不十分な施設等の利用は控える。

④ 人権侵害や誹謗中傷等の根絶

新型コロナウイルス感染症に感染した方や、その家族、勤め先等に対する偏見や差別に繋がる行為、人権侵害、誹謗中傷、デマの流布やその拡散等を絶対に行わない。

また、人権侵害、誹謗中傷等の根絶に向けて、県民への啓発に努める。

(2) 感染した場合や感染の恐れがある場合等の対応

次の何れかに該当した場合には、速やかに、状況や経緯等を様式1により、議会事務局に報告する。

また、保健所や医療機関（以下「保健所等」という。）から連絡、指示等があるなど、状況に変化があった場合には、様式2により、その都度、議会事務局に連絡する。

① 感染が判明した場合

- ア 議員は、自身の感染が判明した場合は、登庁しないものとし、保健所等の指示に従う。
- イ 事務局は、保健所等の指示に従い、会派控室等の消毒、行動履歴の確認、各派代表者への状況報告等を行う。
- ウ 議長は、執行部が行う公式発表に合わせて、議員本人又は家族の了承を得て、当該議員の氏名・選挙区を公表する。

② 感染の恐れがある場合

「議員が感染者と接触した場合は、濃厚接触者又は接触者（以下「濃厚接触者等」という。）の範囲が保健所において特定されるまで」、「議員が濃厚接触者等と接触した場合やその同居の家族等が濃厚接触者等と特定された場合などは、それらの者がPCR検査等において陰性と判定されるまで、又は陽性と判定された場合には濃厚接触者等の範囲が保健所において特定されるまで」は、登庁を自粛する。

なお、議員が保健所より濃厚接触者等と特定された場合は、保健所等の指示に従い、PCR検査等を受検する。その結果、陽性と判定された時には①の例によることとし、陰性と判定された時でも、濃厚接触者と特定されていた場合は、健康観察期間が経過するまでは自宅待機とする。

ただし、陰性の時で、保健所の調査の結果、濃厚接触者等に特定されなかった場合は、直ちに登庁できるものとする。

③ 症状がある場合

発熱、息苦しさ、強い倦怠感等の症状があるなど、感染が疑われる場合には、登庁を自粛する。

ア 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等の医療機関に電話相談の上、速やかに受診する。

イ かかりつけ医等がなく、受診する医療機関に悩む時は、「受診・相談センター」に相談の上、医療機関を受診する。

ウ 医療機関を受診した場合には、速やかに、その結果を議会事務局に報告する。

3 議会運営

会議関係者に感染者や濃厚接触者等が生じた場合であっても、「議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと」（議会基本条例第3条）ができるよう、下記の判断基準により、できる限り会議を開催する。

なお、その判断に当たり最善の対応を行うため、執行部の感染症対応業務等に十分留意した上で、全員協議会等の開催により、執行部からの速やかな情報提供を求める。

（1）本会議

議長が会議の開催の可否を判断する。判断が困難な場合、議会運営委員会に諮る。

- ① 定足数を満たし、かつ、開催が適当と認める場合
感染防止対策を徹底した上で、会議を開催する。
- ② 定足数を満たすが開催が不適当と認める場合又は定足数に満たない場合
会議を開催しないこととし、議会運営委員会において、審議を急ぐ必要がある議案であるかどうかを整理した上で、必要な議案について、知事による専決処分とすることの確認を行う。

(2) 委員会

委員長が委員会の開催の可否を判断する。

なお、参集が困難な委員は、委員長の許可を得て、オンラインにより委員会に参加することができる。

- ① 定足数を満たし、かつ、開催が適当と認める場合
感染防止対策を徹底した上で、委員会を開催する。

- ② 定足数を満たすが開催が不適当と認める場合又は定足数に満たない場合
 - ア 委員会付託前の議案等であって審議を急ぐ必要があるもの
委員会付託を省略して本会議において審議を行う。
 - イ 委員会付託済みの議案等で審議を急ぐ必要があるもの
審査期限を付し、期限を過ぎても委員会の開催が不適当と認める場合は、本会議において審議を行う。

(3) 協議・調整の場

議長（座長）が会議の開催の可否を判断する。

なお、参集が困難な議員は、議長（座長）の許可を得て、オンラインにより会議に参加することができる。

- ① 開催が適当な場合
感染防止対策を徹底した上で、会議を開催する。
- ② 開催が不適当な場合又は定足数に満たない場合
議長（座長）は、会議の延期又は中止を判断し、急を要するものは、メール、FAX等により資料送付を行う。

4. 事務局の対応

(1) 班編成及び担当業務

マニュアルが適用される事態が発生した場合の事務局の体制は、下表のとおりとする。ただし、班編成及び各班の担当業務は、状況により臨機応変に対応する。

	班 員	主な担当業務
総 括	局長、次長	<ul style="list-style-type: none">・事務局の総括
総務班	総務課職員 (班長：総務課長)	<ul style="list-style-type: none">・議員、事務局職員からの感染等の報告対応・保健所対応・正副議長への連絡、情報伝達・職員への連絡、情報伝達・執行部への報告、情報伝達・議員の氏名等の公表・代表者会議、災害対策会議等の準備
議事対応班	議事課職員 (班長：議事課長)	<ul style="list-style-type: none">・本会議、委員会等の開催についての対応・議員（正副議長を除く）への連絡、情報伝達・議員からの情報の収集、整理
報道対応・安全確保班	企画法務課職員 (班長：企画法務課長)	<ul style="list-style-type: none">・記者会見等の報道対応・消毒の実施・議事堂内の応急措置
時間外・休日	指定職員（各課1名）	<ul style="list-style-type: none">・上記の業務のうち、優先度の高い業務（必要に応じて各班長の指示を受ける）

(2) 議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の報告対応

新型コロナウイルス感染症に感染した旨の報告が様式1により議員からあった場合、直ちに正副議長に連絡するとともに、各班員に伝達し、保健所対応、消毒の準備を行う。

(3) 保健所の調査等への対応

新型コロナウイルス感染症に関する保健所の調査が行われた場合、総務班は調査に協力し、相談のうえ、報道対応・安全確保班と協力して感染者が触れたと思われる部位の消毒を直ちに行うとともに、必要に応じて入室制限等の表示を行う。

なお、共有スペースの消毒については、庁舎管理者が実施する。

(4) 議員及び事務局職員への連絡

議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、その事実を議事対応班は全議員（正副議長を除く）へ、総務班は事務局職員全員に通知する。

(5) 代表者会議、災害対策会議等の開催

必要に応じて、総務班は、代表者会議、災害対策会議等の開催を検討し、正副議長に諮って、議長が開催を決定した場合、開催通知を発出する。

(6) 本会議、委員会の開催等

議事対応班は、本会議、委員会の議会日程等への影響及び対応について検討し、正副議長にその結果を報告する。

(7) 報道対応

報道対応・安全確保班は、議員が感染し、議員本人又は家族の了承が得られた場合には、様式3により報道資料提供を行う。なお、記者クラブから求められた場合は、議会事務局が記者会見を行う。

なお、議員が、濃厚接触者等となった場合は、議長が必要を認める場合に限り、報道資料提供等を行う。

(8) 事務局職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応

事務局職員は、総括安全衛生管理者からの「新型コロナウイルス感染症に職員が感染した場合の対応について」等の通知に基づき行動し、感染した場合には、様式4により報告する。総務班は、直ちに正副議長に連絡するとともに、消毒の実施等、知事部局の例により対応する。

なお、事務局職員が感染した場合には、議長が必要と認める場合に限り、報道資料提供等を行う。

(9) 議員、事務局職員が新型コロナウイルス感染症に感染した恐れがある場合の対応

議員、事務局職員から感染の恐れがあると報告があった場合は、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に準じて対応する。

(10) 時間外・休日の対応

指定職員は、議員、事務局職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び濃厚接触者と判断された場合には、速やかに事務局へ参集する。

なお、指定職員は各課1名とし、予備も含めて毎年度4月1日に登録する。

令和 年 月 日

議会事務局総務課 あて

(mail gikai@pref.mie.lg.jp)

(fax 059-229-1931)

(tel 059-224-2871)

三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルにより新型コロナウイルス感染症の発生等について、次のとおり報告します。

議員名	議員
状況 ※該当するものに○を付けてください。	1. 感染が判明した 2. 感染の恐れがある () 感染者と接触した () 濃厚接触者と接触した () 接触者と接触した () 同居の家族等が濃厚接触者と特定された () 同居の家族等が接触者と特定された () その他 (具体的な状況：) 3. 発熱等の症状がある (症状：)
上記事実の発生日	令和 年 月 日
経緯(月日)	

※この報告時点でわかる範囲でご記入ください。

令和 年 月 日

議会事務局総務課 あて
(mail gikai@pref.mie.lg.jp)
(fax 059-229-1931)
(tel 059-224-2871)

三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルにより新型コロナウイルス感染症の発生等について様式1に基づき報告しましたが、状況の変化があったので、改めて報告します。

議員名	議員
状況の変化 ※最初の報告から、どのような点が変わったか。保健所等から、どのような指示等があったのか。 等について詳細に記載してください。	
上記事実の発生日	令和 年 月 日
経緯(月日等)	

※この報告時点でわかる範囲でご記入ください。

様式3

【議員用】(例)

令和〇年〇月〇日
連絡先
議会事務局 総務課 総務班
担当者:
電話: 059-224-2871
FAX: 059-229-1931

三重県議会議員の新型コロナウイルス感染について

令和〇年〇月〇日(〇)、三重県議会議員が、新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。

当該議員は、同日、県が発表しました県内〇〇例目の新型コロナウイルス感染者患者となります。

1 患者情報 三重県議会議員 〇〇 〇〇 (〇〇選挙区) *

県が令和〇年〇月〇日発表した県内〇〇例目の情報のとおり

2 今後の対応

- ① 保健所からの指示等に従い、議会内等における濃厚接触者の把握等に協力
- ② 会派控室等の消毒

3 その他

本患者及び家族その他関係者の人権の尊重及び個人情報保護等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。

*三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルに基づき、当該議員の氏名及び選挙区を公表するものです。

令和2年 月 日

所属長 あて

氏名

職員等の新型コロナウイルス感染症に係る報告について

令和2年2月21日付け三安衛第174号で総括安全衛生管理者（総務部長）から依頼がありました、職員等に係る新型コロナウイルス感染症の発生等について、下記のとおり報告します。

記

1 対象者

所 属	
職 名	
氏 名	
職員等の状況 ※該当するものに ○を付けてください。	()本人が患者となった ()本人が疑似症患者となった ()本人が保健所から健康観察の対象となった ()同居の家族等(続柄)が患者となった ()同居の家族等(続柄)が疑似症患者となった ()同居の家族等(続柄)が保健所から健康観察 の対象となった
事実の発生日	保健所から陽性判定又は健康観察対象である旨の連絡が あった日： 令和 年 月 日

2 経緯

年 月 日～	
--------	--

※この報告時点でわかる範囲でご記入下さい。

3 報告者

所 属	
職 名	
氏 名	

※報告先：所属長は人事担当へ報告してください。

人事担当は、所属長より報告を受けたら、人事課及び福利厚生課（課長及び副参事（健康管理医））に直接電子メールにより報告してください

三重県議会委員会条例の一部改正（素案）

(招集)

- 第13条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して委員会招集の請求があったときは、委員長は、速やかに委員会を招集しなければならない。
 - 3 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ議長に通知しなければならない。

(定足数)

- 第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(出席の特例)

- 第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。
- 2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
 - 3 第1項の規定により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(表決)

- 第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(除斥)

- 第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(記録)

- 第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の記録は、議長が保管する。

※ 一部改正部分を四角囲みするとともに、適用する条文ほか関係する条文を抜粋。

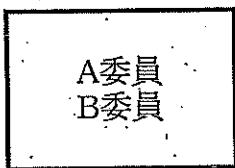
○映像及び音声の送受信(オンライン)を活用した場合に想定される委員会の形態

ケース I : 委員会室に委員長、多数委員、執行部 オンラインで少數委員【委員会室で定足数満たす】

委員会室



委員(オンライン)少數

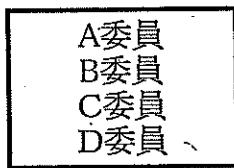


ケース II : 委員会室に委員長、少數委員、執行部 オンラインで多数委員【委員会室+オンラインで定足数満たす】

委員会室



委員(オンライン)多数

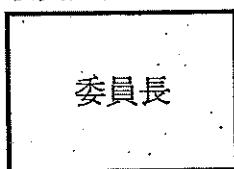


ケース III : 委員会室に少數委員、執行部 オンラインで委員長、多数委員【委員会室+オンラインで定足数満たす】

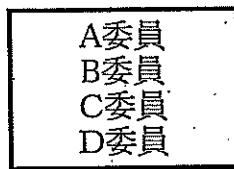
委員会室



委員長(オンライン)



委員(オンライン)多数

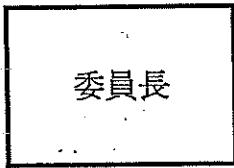


ケース IV : 委員会室に執行部 オンラインで委員長、全委員【オンラインのみで定足数を満たす】

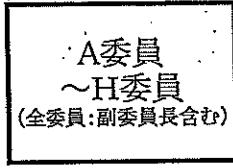
委員会室



委員長(オンライン)



委員(オンライン)全員



委員会条例改正案では、
ケースIVまでをカバーする。

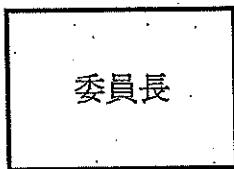


ケース V : 委員会室に不在 オンラインで委員長、全委員、執行部【オンラインのみで定足数満たす】

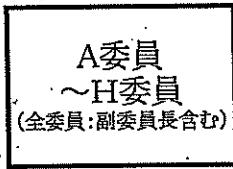
委員会室



委員長(オンライン)



委員(オンライン)全員



執行部(オンライン)



※委員会条例で関係する条文(抜粋)

第18条(委員会の公開) 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができます。(オンラインの対象内)

第26条の2(参考人) 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。(オンラインの対象外)

<検討経過>

年月日	内 容
令和2年8月19日	議会改革推進会議役員会 ・新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議を設置
8月28日	第1回プロジェクト会議 ・座長及び副座長等の確認について ・会議の運営について ・今後の進め方等について
9月24日	第2回プロジェクト会議 ・これまでの対応の検証について
10月5日	第3回プロジェクト会議 ・検証結果報告について ・マニュアルに関する意見について ・三重県議会委員会条例の改正について
10月15日	第4回プロジェクト会議 ・マニュアル素案の提示 ・三重県議会委員会条例の改正素案の提示
10月22日	第5回プロジェクト会議 ・マニュアル素案の検討 ・三重県議会委員会条例改正素案の決定
10月28日	第6回プロジェクト会議 ・マニュアル修正案の提示及び最終案の決定

「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル 検討プロジェクト会議」の設置について

令和2年8月19日の議会改革推進会議役員会において、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議

2 目的

「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針」について検証を行い、
Web会議の導入など、議会の機能維持の視点を加えた新型コロナウイルス感
染症に関する対応マニュアルを策定する。

3 構成

(1) 8名の委員で構成する。

(新政みえ3名、自由民主党県議団2名、草莽1名、自民党1名、
日本共産党1名)

(2) 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

4 その他

検討方法やスケジュール等は、発足後のプロジェクト会議において定める。

新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル

検討プロジェクト会議名簿

役職	名前	会派名
座長	津田 健児 議員	自由民主党県議団
副座長	森野 真治 議員	新政みえ
委員	三谷 哲央 議員	新政みえ
委員	下野 幸助 議員	新政みえ
委員	石垣 智矢 議員	自由民主党県議団
委員	谷川 孝栄 議員	草莽
委員	野村 保夫 議員	自民党
委員	山本 里香 議員	日本共産党